

各 位

平成 16 年 7 月 29 日

上場会社	株式会社 伊勢丹
代表者名	代表取締役社長執行役員 武藤 信一
コード番号	8238
本社所在地	新宿区新宿三丁目14番1号
問い合わせ先	総務部広報・IR担当長 飯田 浩
電話番号	03-3352-1111 (大代表)

ストックオプション（新株予約権）の割当てに関するお知らせ

当社は、平成 16 年 7 月 29 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20、第 280 条ノ 21 および平成 16 年 6 月 29 日開催の定時株主総会決議に基づき発行する新株予約権の具体的な内容を、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の発行日

平成 16 年 8 月 3 日

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 640,600 株。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数を、次の算式により調整するものとするが、この調整は、当該時点において対象者が行使していない新株予約権についてのみ行われるものとする。

調整後株式数（1 株未満の株式数は切り捨て）＝調整前株式数×分割・併合の比率

3. 新株予約権の発行総数

6,406 個。（発行時の新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 100 株。ただし、2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 新株予約権の権利行使に際して 1 個当たりの払込価額

平成 16 年 8 月 3 日に確定する。

新株予約権 1 個当たりの払込価額は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の新株予約権発行日の終値または新株予約権発行日の属する月の前月の各取引日（取引が成立しなかった日を除く）の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げる）のいずれか高い方に 100 を乗じた価額とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整するものとする。

調整後の払込価額（1 円未満の端数は切り上げ）＝調整前の払込価額×（1÷分割・併合の比率）

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により払込価額を調整するものとする。（新株予約権および平成13年以前に当社取締役および使用人に付与された新株引受権の権利行使の場合を除く）。

$$\text{調整後の払込価額} = \text{調整前の払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（1円未満の端数は切り上げ）

6. 新株予約権の権利行使期間

平成18年7月1日から平成23年6月28日までとする。

7. その他の行使の条件

前記2.で規定される調整式により株式数の調整が行われた場合には、新株予約権1個の表章する株式数は、調整後株式数を、行使していない新株予約権の発行数で除した数とする。また、新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。

新株予約権の発行を受けた者（以下「新株予約権者」とする）は、当社の取締役または使用人たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも後記に掲げる「新株予約権申込証兼割当契約書」に定める条件による。

その他の条件は、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と取締役および使用人との間で締結する「新株予約権申込証兼割当契約書」において定める。

8. 新株予約権の消却事由および条件

新株予約権者が「新株予約権申込証兼割当契約書」に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合に、当該新株予約権を無償で消却するものとする。

9. 新株予約権の譲渡等

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

新株予約権に対し、担保設定をすることはできない。

10. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求がある時に限り発行するものとする。

11. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において当該株式の発行価額中資本に組入れない額

払込価額から資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、払込価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

12. 新株予約権割当てを受ける者

当社取締役および使用人合計80名に割当てる。

【ご参考】

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成16年5月13日
- (2) 定時株主総会の決議日 平成16年6月29日

以上